

下期(令和5年10月～6年3月購入)分 鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書の提出 (2月末まで)

- 交付申請は、下記提出先へ郵送で提出してください。
下期分では購入見込量を記載して、あらかじめ申請をお願いします。
- 令和6年2月末までに提出先に届くよう申請書を提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

- * 交付申請の取下は、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業の実施(燃料の購入)・代金支払

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。
※実際の購入数量が、交付申請に記載した見込数量を上回り、補助金の額が増える場合は、事業完了までに変更の申請が必要になります。
なお、購入量が見込量が下回る場合は、変更の申請は不要です。

4. 事業完了

- ※事業の完了とは：算定対象期間中に購入した燃料代金の支払完了をいいます。
代金の支払完了後に、次の実績報告書の提出をお願いします。

5. 実績報告書提出 (5月末まで)

- 上期分と異なり、申請とは別に実績報告を行なう必要があります。
- 令和6年5月末までに提出先に届くよう実績報告書を送付してください。
- 提出された燃料購入実績により、補助金の額を確定し、通知します。
(確定額は、購入実績を元に算定した額と交付決定額のうち、少ないほうの額になり、この額が実際にお支払いする額になります。)

◎補助金の支払い

額の確定通知に記載された確定額を、通知後速やかに実績報告書に記載された口座に振り込みます。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7247 kurashi@pref.tottori.lg.jp